

特別養護老人ホーム真愛ホーム
介護老人福祉施設サービス運営規程

(事業目的)

第1条 社会福祉法人イエス団が設置する特別養護老人ホーム真愛ホーム（以下「ホーム」という）は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むため必要な居室および共用施設、介護福祉施設サービスを提供する。

(運営の方針)

第2条

- (1) 老人福祉法の理念を尊重し、介護保険法を守ります。
- (2) 施設を利用者の生活の場とし、介護にあたっては、利用者の主体性を大切にします。
- (3) 地域の高齢者のための専門的社会資源であることを自覚し、地域福祉を支えます。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 真愛ホーム
 - (2) 所在地 神戸市中央区日暮通5丁目5-8
- (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ホームに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 出上 俊一

管理者は、ホームの職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② サービス提供者

職 種	人 数	職 務 内 容
生活相談員	常勤2名（1名は介護支援専門員と兼務）	・利用者の事前面接調査、相談業務に関すること ・利用者の預り金等の管理
看護職員	常勤2名 非常勤3名 (常勤1名と非常勤3名は機能訓練指導員と兼務)	・利用者の救急安全に関すること ・利用者の健康管理に関すること ・日常動作訓練の指導に関すること ・衛生材料の保管、使用に関すること ・嘱託医との連絡調整に関すること
介護職員	常勤20名 非常勤3名	・施設サービス計画の実行・評価 ・介護プログラムの企画・実施に関すること ・食事・入浴・排泄・整容等に関すること ・消耗品の保管、使用に関すること
管理栄養士	常勤1名	・入所者の栄養管理・栄養ケアマネジメント
介護支援専門員	常勤2名（1名は相談員と兼務）	・施設サービス計画の作成

(利用定員)

第5条 70名

(施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 介護：介護にあたっては利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な知識・技術・精神をもって行う。

入浴

排泄援助、清拭

オムツ交換

離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話

- ② 食事の提供
- ③ 機能訓練
- ④ 健康管理
- ⑤ 相談援助
- ⑥ その他のサービス（レクリエーション等）

2 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

（厚生労働大臣が定める基準〔＝介護報酬告示〕は、事業所の見やすい場所に掲示する）

3 前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- ① 食費 * 重要事項説明書に記載の通り。
- ② 居住費
- ③ 法廷代理受領サービスに該当しない介護サービスを提供した際の費用

4 前項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者または、その家族に対して当該サービスの内容、及び費用については説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第7条 利用者とその家族は、施設サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、契約締結後心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

2 契約の終了及び解除については、別紙重要事項説明書を参照のこと。

3 利用料は、月末に精算、翌月請求とし、翌月末までの納入とする。

4 施設の留意事項は別紙重要事項説明書参照のこと。

5 契約締結にあたり、身元引受人を依頼する。但し、社会通念上身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合、その限りではない。

（緊急時における対応）

第8条 ホームの職員が、現に施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は予めホームの定めた協力病院への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。（あいおい損害保険株式会社 介護保険・社会福祉事業者総合保険）

(食中毒及び感染症対策)

第9条 ホームにおける感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する感染症予防・対

策委員会を月一回定期的に開催し、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

2 ホームにおける感染症又は食中毒の予防まん延の防止のための指針を整備する。

3 ホームにおいて感染症又は食中毒の予防まん延の防止のための研修を定期的実施する。

4 ホームにおいて感染症又は食中毒が疑われる際は、速やかに施設長に報告し、施設長は必要な指示を行う。また医師及び看護師は、施設内において速やかな対応を行うとともに、有症者の状態に応じ、協力病院をはじめとする医療機関等との連携を図る。あわせて、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録し、施設長は神戸市及び保健所に迅速に報告し、指示を求める等の措置を講ずる。なお、ホームはその原因の究明に資するため、当該患者の診察医と連携のうえ、血液・便・吐物等の検体を確保するように努める。

(事故発生時の対応)

第10条 事故が発生した時、又はそれにいたる危険性がある事態が生じた時には、「利用者事故急変等報告書」及び「ヒヤリハット情報提供シート」により当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底させる。

2 事故防止委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。

3 以上の報告の方法等が記載された事故発生防止の為の指針を整備する。

(褥瘡防止対策)

第11条 介護を行う際に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策については別紙「消防計画」を参照のこと。

(個人情報取り扱い)

第13条 個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報保護規程」に従って対処するものとする。

(苦情処理)

第14条 苦情処理については別紙に定める「苦情解決の仕組みに関する規程」に従って対処するものとする。

(虐待防止対策)

第15条 ホームは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次にあげる措置を講じる。

1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底させる。

2 介護職員その他の従業者に対する虐待防止のための研修を定期的（年2回以上）に行う。

3 虐待の防止のための指針を整備する。

4 上記の措置を適切に実施するための担当者をおく。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 ホームは、社会的使命を充分認識し、職員の質の向上を図るため、研究、研修の機会を設け、ま

た業務態勢を整備する。

2 ホームにおける職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は別紙説明書に定めるものとする。

附則

この規程は、2002年 9月 1日から施行する。

2003年 4月 1日から改定する。

2004年 4月 1日から改定する。

2005年 4月 1日から改定する。

2005年 10月 1日から改定する。

2006年 4月 1日から改定する。

2007年 4月 1日から改定する。

2007年 8月 1日から改定する。

2008年 1月 1日から改定する。

2009年 4月 1日から改定する。

2010年 4月 1日から改定する。

2012年 12月 1日から改定する。

2013年 4月 1日から改定する。

2014年 5月 1日から改定する。

2014年 11月 1日から改定する。

2018年 4月 1日から改定する。

2019年 5月 1日から改定する。

2020年 4月 1日から改定する。

2023年 10月 1日から改定する。

2024年 4月 1日から改定する。

2024年 5月 1日から改定する。